

銀行業と内国為替制度

守 山 昭 男

(受付 1999年3月30日)

(I) はじめに

現在のわが国の主要なペイメントシステムとして、民間の金融機関が運営している手形交換所制度、内国為替制度、外国為替円決済制度、ならびに日本銀行が運営する日銀ネットがあげられる¹⁾。昨今、経済のグローバル化や金融の国際化に伴って、外国為替の取引が飛躍的に増大し、外国為替円決済制度の比重が高まっているのは事実であるが、本稿では基本的な銀行業の考察を目的とするので閉鎖体系を想定して外国為替円決済制度を無視する。すなわちペイメントシステムは、①手形交換所、②内国為替制度、および③手形交換所での決済尻と内国為替制度における為替尻の日銀当座預金の振替による決済からなる。内国為替制度はペイメントシステムの要の一つであるが、為替取引はまた銀行法によって銀行の基本業務と規定されている。

わが国では、昭和56年に改正された銀行法（以下では、現行銀行法）第二条において、銀行業は「①預金または定期積金の受入と資金の貸付又は手形の割引を併せ行うこと」、「②為替取引を行うこと」のいずれかを行う営業をいうと規定されている。預金または定期積金の受入という受信業務と資金の貸付又は手形の割引という与信業務を併せ行うこと、および為替取引を行うことを銀行の基本業務としている²⁾。

ちなみに、明治23年(1890)に制定された銀行条例の第一条は、「公ニ開キタル店舗ニ於テ営業トシテ証券ノ割引ヲ為シ又ハ為替事務ヲ為シ又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ為ス者ハ何等ノ名称ヲ用キルニ拘ラズ總テ銀行トス」と規定していた。これを全面的に改正して、昭和2年に公布された「銀行法」（以下では、旧銀行法）は、第一条一項で、「1. 預金ノ受入ト金銭ノ貸付又ハ手形ノ割引ト併セ為スコト、2. 為替取引ヲ為スコト」、という業務を営む者を銀行とする、と銀行業務ならびに銀行の定義を定めている。現行銀行法も基本的に旧銀行法の規定を

1) 日本銀行金融研究所『新版・わが国の金融制度』（日本信用調査、1995年）

2) ちなみに、米国の『銀行持株会社法』第2条(c)(1)(A)および(B)による商業銀行の定義は次のとおりである。「連邦預金保険法第3(h)条で規定された預金保険加入銀行であり、合衆国、諸州、その他合衆国領土の法律に基づいて、要求払預金(demand deposit)または小切手振出可能な預金の受入と、商工業貸付(commercial loan)を併せ行う機関」。(高木 仁・黒田晃生・渡辺良夫『金融システムの国際比較分析』東洋経済新報社、1999年、36頁)

踏襲しているのが分かる³⁾。

銀行法の目的に則して定められた「銀行」および「銀行業」の定義は、必ずしも経済上の銀行概念と一致しなければならない訳ではないが、銀行とは「経済社会における資金の転換を媒介するために、資金の需要者と供給者の間に立ち自己の計算において広く両者と取引をなすことを業とする者であり、特に受信業務と与信業務との双方を併せなすことをその本質的特色とするという点は、概ね一致して認められているところである」（大蔵省銀行局編『金融関係法Ⅰ』日本評論新社、1953年、80頁）として、「預金ノ受入ト金銭ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ為スコト」という業務の内容は、銀行の本質的な機能にはかならず、銀行法による銀行の定義は経済上の銀行概念にほぼ一致している、というのが支配的見解である。こうした考え方は現行銀行法についても受け継がれている⁴⁾。

受信業務と与信業務とを併せ行うという規定は、現実の銀行業の特質をかなり的確に示している。受信業務を行わずもっぱら与信業務を行う業者をノンバンクとして銀行から区別できるように、機能的定義として法律運用上からも納得的な規定といえるかもしれない⁵⁾。たしかに受信業務と与信業務とを併せ行うという規定でもって、資金転換を媒介するという銀行のいわゆる「金融仲介機能」を説くことができる。しかしこの規定では銀行のいわゆる「信用創造機能」を説くには十分な規定とはいえない。銀行の本質的な機能は、たんに右手で預金を受入れ、左手で資金を貸付けるのではなく、「一覧払債務の貸付」⁶⁾という形態を介して受信業務と与信業務とを併せ行っているのである。

さらに問題なのは為替取引のみを行うものも銀行業であるという第二条第二項の規定である。銀行法では為替取引について具体的に示されていないが、一般的に為替は「隔地者間における金銭上の債権債務を直接現金を輸送することなく決済する方法」と定義されている⁷⁾。はたしてこうした為替業務が銀行の基本業務として預金・貸付業務から独立して成り立つかということである。あるいは為替業務の銀行業における意義は何かという問題である。

-
- 3) ただし、現行銀行法では、貯蓄銀行法の廃止に伴い、貯蓄銀行業を新法に吸収するため、受信行為として旧法の「預金の受入れ」に「定期積金の受入れ」が新たに加えられた。（大蔵省銀行局・金融法研究会編『新銀行法の解説』金融財政事情研究会、1981年、46頁）
 - 4) 大蔵省銀行局編『金融関係法Ⅰ』（日本評論社、1953年）80頁、および小山嘉昭『全訂・銀行法』（大蔵財務協会、1995年）72頁。
 - 5) 第三条において、預金または定期積金の受入のみを行って、貸付又は手形の割引を併せ行わない営業については、これを銀行業とみなす旨の規定が設けられている。この「みなし銀行業」規定は、「預金者保護等の観点から、営業免許の対象とし、銀行法上の諸規制に服させるため」に設けられたという。（大蔵省銀行局・金融法研究会編『新銀行法の解説』金融財政事情研究会、1981年、46頁）
 - 6) 川合一郎『川合一郎著作集・第6巻・管理通貨と金融資本』（有斐閣、1982年）110頁。
 - 7) 「銀行を仲介者として直接現金を輸送せずに、同一国内における債権・債務の決済または資金移動を実現する制度」（鈴木祿弥・竹内昭夫編『金融取引法大系・3巻・為替・付随業務』有斐閣、1983年、5頁（森本 滋稿）

(Ⅱ) 銀行業と為替業務

わが国における銀行に関する規定の変遷をみると、為替取引が預金・貸付業務と並んで独立した銀行の基本業務として規定されたのは、昭和2年に公布された旧銀行法第一条（銀行の定義）においてであり、現行銀行法も基本的にこの規定を踏襲している⁸⁾。そこで旧銀行法ならびに現行銀行法において、為替取引が銀行の独立した基本業務として規定されていることに関する、行政および法律学者による代表的な解釈をみてみよう。

1) 「本法が為替取引を銀行業務として、これを営む者を規律することとしたのは、その信用によって隔地者間における資金授受媒介の機能を果たし、銀行の本質的業務とみるべきこと、またその業務の内容よりみて取引者の利益を保護すべき必要が大きいことに基づくものと考えられよう。」（大蔵省銀行局編『金融関係法I』日本評論新社、1953年、84頁）

2) 「お客様とのあいだに為替取引をなすときは、そこに、当然に信用関係＝信認関係が発生する。充分な信用をもつものでなければ、隔地者間における資金の授受の媒介のごとき、商品流通にともなう重要な経済機能をおこなわすべきではないし、また、為替取引者の保護が必要となるばあいがある。これが、銀行法上の独立の概念として、為替取引を営業とする者を銀行として規制するゆえんと解される。」（佐竹 浩・橋口 収『銀行法（改訂版）』有斐閣、1959年、143頁）

3) 「為替取引は、送金作用として他地払手形の売買をすることで、その手形の買入（買為替）は与信的性質（手形の割引に相当するからである）を、手形の売出（売為替）は受信的性質（手形金額の実際支払われるまでは無利息の資金を得る結果となるからである）を有する。このため、為替取引そのものを銀行の概念を決定する独立の業務としたのである。」（西原寛一『金融法』（法律学全集53）有斐閣、1968年、22～23頁）

4) 「為替取引のみを行う営業も、制度の沿革及び実体的に信用関係を伴うことから、銀行業に含めることとしている。」（大蔵省銀行局・金融法研究会編『新銀行法の解説』金融財政

8) 明治15年(1882)に日本銀行が設立されて発券が日銀に集中されることになり、発券銀行と預金銀行の分化が進んで預金銀行を規制する法律の必要が生まれ、明治23年5月に「普通私立銀行条例」案が作成された。その第一条は「何等ノ名義ヲ用ユルモ公ニ開キタル店舗ニ於テ左ニ掲クル事業ヲ営ムモノハ凡テ普通私立銀行トス

第1 証券ノ割引ヲ為スモノ

第2 為替営業ヲ為スモノ

第3 諸預り及貸付ノ業ヲ併せ営ムモノ」と規定している。

しかし普通私立銀行とは何かが不明確であるとの理由から、名称は銀行条例と改められ、内容にも修正が加えられて、明治23年8月に銀行条例が公布された。（全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会『為替決済制度の変遷』1974年、20～1頁）

事情研究会, 1981年, 46頁)

5) 「銀行法制定に際して、立案者たちは、為替取引とは他所払手形の売買を意味すると解していたようである。手形資金を收受して他所払手形を振り出すのは受信的性質を有し、他所払手形を買い受けるのは与信的性質を有する。銀行業は、本来、受信業務と与信業務を営む営業であり、為替取引もその一類型とみることができるが、送金ないし支払決済という特殊の機能を有するものであるため、預金・貸付業務とは別個独立の銀行の基本業務として規定されることになったのである。」(鈴木禄弥・竹内昭夫編『金融取引法大系・第3巻・為替・付随業務』有斐閣1983年, 2頁 (森本 滋稿)

5) の主張にみられるように、旧銀行法を制定する際、法律の立案者たちは為替取引とは他所払手形の売買を意味すると考えていたようである。為替取引を他所払手形の売買と解すると、それは与信業務と受信業務の性質をもつから銀行の基本業務になるという訳である。その意味で3) の見解は為替取引を他所払手形の売買と解したうえでの代表的な解釈といえよう。5) の主張はそのうえ為替取引には送金や支払い決済という特殊機能を必要とするから、為替業務は預金・貸付業務から独立して基本業務と規定されたとしている。これらの見解はどちらかといえば法律学者からの解釈であるのに対して、行政サイドからの解釈が1) や2) の見解である。1) と2) の主張はいわば銀行監督的観点からの解釈といえるものである。すなわち為替取引によって信用関係が生まれるので、為替取引者の利益を保護するために為替取引を銀行の基本業務として規制の対象にしたというのである。

いずれにしろ為替取引には信用関係が伴うということについての理解は共通しているが、為替業務が預金・貸付業務から独立した銀行の基本業務であるという主張の根拠は薄弱である。5) の解釈のみが為替取引には送金ないし支払決済という特殊機能を伴うので、為替取引が銀行の独立の基本業務とされたと積極的にその根拠をあげている。しかし銀行のいま一つの基本業務である預金・貸付業務も実は預金の受払いという支払決済機能を伴うのであって、為替取引のみが支払決済機能を伴うものではない。そこで、次節以降において銀行業における為替業務の意義を解明するために、為替の定義ならびに為替業務について検討する。

(III) 為替の定義

本節では為替の概念を明確にするためにまず為替の定義について検討する。銀行法においては為替取引について具体的には規定されていないが、一般的に為替を「隔地者間における金銭上の債権債務を直接現金を輸送することなく決済する方法」と規定している。前節でみたように、旧銀行法の立案者たちは為替取引とは他所払手形の売買を意味すると考えていた

といわれるが、一般に為替とは「隔地者の債権債務を現金によらず決済する方法」と定義されてきた⁹⁾。さらに現金によらずを、具体的に手形や小切手を手段として支払いの委託または取立の委任によって貸借を決済することと説明してきた¹⁰⁾。

ところが、近年実務家によって、実際の銀行における為替業務の実情から、為替の定義の見直しが主張されている。近時、内国為替取引において小切手や手形が必ずしも利用されず振込が増えていること、また「依頼人が自己の預金口座に入金するための振込や依頼人が旅行先で使用する現金を送金小切手で持参する場合もまた為替」であって、必ずしも債権債務の決済のためにのみ為替が利用されているわけではないとして、為替を「隔地者間の金銭債権債務の決済あるいは資金移動を現金の輸送によらず、金融機関を介して行なう仕組み」と定義するのが妥当であると主張されている¹¹⁾。さらに、為替取引における隔地の意味が理解されなくなつて、定義における隔地の見直しを主張するものもある。例えば、「隔地の定義については必ずしも明確でない。しかし、隔地に対して同地（同一地域）があるとすれば、同一地域内における資金授受の媒介も為替取引として処理しているのが現状である。要するに銀行の有する振替決済機能を利用した取引を包含して為替取引というべきであろう」という主張である¹²⁾。

こうした実務家による主張は、かつての「為替とは隔地者間における金銭上の債権債務を直接現金の輸送によらず、手形や小切手を手段として支払いの委託や取立の委任によって貸借を決済する方法である」という定義のうち、隔地者間とか債権債務の決済という規定はもはや銀行における為替業務の実情に合わないとして、もっぱら直接現金を用いずに決済したり資金移動を行う仕組みを為替と定義すべしというのである。

さらに、情報通信技術の革新による銀行業務の変革には著しいものがあるが、金融の技術革新によってかつての預金業務と為替業務の区分が不分明になりつつあるという。すなわち、「預金オンライン・システムの確立や現金自動支払機（CD）および現金自動預入支払兼用機（ATM）の普及等、銀行の事務機械化の進展により、預金者は取引店以外の店においても預金の入出金が可能となった。このため預金者は、予め送金の手続をとらなくても、例えば旅行先でも預金の払出をすることが可能となり、また振込の手続をとらなくても、勤務先など最寄りの店から自己の預金口座へ入金することができる、という為替の預金業務化が生じている」という¹³⁾。

9) 井上 薫『内国為替（改訂版）』（有斐閣、1956年）4頁。

10) 鈴木・竹内編、前掲書、3頁（森本 滋稿）

11) 日沖 健・松本貞夫『銀行実務総合講座4・内国為替』（金融財政事情研究会、1980年）8～9頁、あるいは、「内国為替は、銀行を仲介者として直接現金を輸送せずに、同一国内における債権・債務の決済または資金移動を実現する制度」である。（鈴木・竹内編、前掲書、5頁（森本 滋稿））

12) 松本貞夫・三上由廣編『新内国為替の基礎知識』（近代セールス社、1979年）3頁。

13) 鈴木・竹内編、前掲書、72頁（松本貞夫稿）

ところで加盟銀行が相互の為替取引を円滑に運営するための事務取扱を定めたのが内国為替取扱規則である。それによると内国為替取引は①為替取引と②資金決済取引とに分けられ、為替取引は具体的に「依頼人・受取人（代金取立の場合は支払人）の両者またはそのいずれか一方が仕向店（代金取立の場合は受託店）および被仕向店（代金取立の場合は委託店）と別人格である取引」と規定されている。顧客の介在する3当事者ないし4当事者の取引が為替取引として認められ、これには送金、振込、代金取立が当てはまる¹⁴⁾。また資金決済取引とは上記の為替取引によって生ずる加盟銀行間の資金決済取引と、為替取引に付隨して生ずる加盟銀行間の資金決済取引で、雑為替がこれに該当する。

内国為替取扱規則では取引当事者の観点から為替取引を定義しているので、仕向店と被仕向店が別銀行の場合には他行為替となって問題がないが、仕向店と被仕向店が同一銀行の場合には、為替取引（本支店為替）なのか預金取引なのか区分がアイマイとなる。

いま依頼人と受取人が同一人で仕向銀行と被仕向銀行が同一銀行の異なる店舗の場合を考えると、仕向銀行と被仕向銀行は同一法人なので2当事者取引となり為替取引ではなく預金取引ということになる。つぎに依頼人と受取人が別人であれば仕向店と被仕向店が同一店であっても、3当事者取引になるので為替取引となる。内国為替取扱規則では当事者の見地から定義されていて、隔地間云々という地理的側面は考慮されていないので為替取引となる。しかしながら、この場合、実務では「第3者窓口入金」として受け付け、「為替手数料も徴求せず、為替による通常の振込と異なる取扱いをしている」¹⁵⁾といわれる。

さらに、総合オンライン・システムの確立によって、各支店からの預金や振込による入金は、事務センターのコンピュータ処理によって自動的に入金口座が検索され、預金通帳に記帳されており、「為替業務と預金業務が一体化されている」という。今後は依頼人と受取人が別人で仕向店と被仕向店が異なる店舗の場合も、預金の代行受入となって為替取引から預金取引に変ってゆくであろうと予想されている¹⁶⁾。本支店為替の預金取引化である。

オンライン・システムの確立やATMの普及によって本支店為替と預金取引の区分がアイマイとなり、為替業務と預金業務の一体化が進んでいくと考えられているが、今日では金融機関の業態間でのATMやCDのオンライン提携が進んでおり、さらに銀行間でのATMの利用手数料を相互に無料にする動きも広がりつつあることから、今後は他行為替についても預金取引との一体化が進展してゆくものと予想される。

金融の技術革新によって銀行業務におけるオンライン・システムが確立すると、かつて内

14) 現在の全銀システムではテレ為替による給与振込も為替取引に該当する。銀行監督的見地から規定されている銀行法上の為替取引概念と、銀行における実際の業務内容を規定する内国為替取扱規則による為替取引概念とは必ずしも一致する訳ではない。

15) 鈴木・竹内編、前掲書、72頁（松本貞夫稿）

16) 鈴木・竹内編、前掲書、73頁（松本貞夫稿）

國為替制度を成立させた隔地間という地理的制約そのものが重要でなくなり為替取引の特質が薄れてゆくことになる。その結果、銀行実務家による為替の定義も「直接現金を用いず銀行を介した預金の振替による決済または資金移動を行う仕組み」¹⁷⁾ということになって、為替取引と預金取引の一体化が進み、両者の区別がアイマイになってゆくのである。

(IV) 為替の種類

前節でみたように情報通信技術の革新によって金融業務の機械化が進んで為替取引と預金取引の区別が薄れつつある。わが国には全国銀行データ通信システム（全銀システム）という世界に誇る内国為替制度があり、いわゆる集中決済方式を採用しているが、本稿の目的である銀行の基本業務としての為替業務とは何かを理解するためには、現下の為替制度から離れて、初期の為替制度に立ち戻る必要がある。そこで以下では集中決済方式以前の個別決済方式を前提にして為替取引を考察する¹⁸⁾。

為替はその取引形態や取引当事者等の観点から種々分類されるが、代表的な分類基準の一つは為替通知と為替資金の移動方向という観点から分類するもので、「送金為替」と「取立為替」に分類される。支払人から銀行を介して受取人に資金が移動するのが送金為替である。送金為替では為替通知と為替資金が為替取引の依頼人から受取人に移動するので「順為替」とも呼ばれる。送金為替として①送金と②当座口振込があげられる。依頼人から送金や当座口振込の依頼を受けた銀行は「仕向銀行」と呼ばれ、受取人に支払いをする銀行は「被仕向銀行」と呼ばれる。

それに対して、取立為替は債権者が銀行に依頼して債務者から資金を取り立てるものである。取立為替の場合には為替通知と為替資金が送金為替とは逆に支払人から依頼人に移動するので「逆為替」とも呼ばれる。取立為替には③代金取立がある。代金取立では、依頼人の依頼により他の銀行に取立の委託をする銀行を「委託銀行」といい、委託をうけて取立を行う銀行を「受託銀行」という。つぎに①送金、②当座口振込、③代金取立について具体的にみてゆこう。

① 送 金

送金とは送金小切手によって送金する方法である。すなわち送金依頼人が仕向銀行に送金額と送金手数料を支払って、仕向銀行振り出しの被仕向銀行を支払人とする送金小切手を入

17) 例えば、「要するに銀行の有する振替決済機能を利用した取引を包含して為替取引というべきであろう」という定義などにみられる。(松本・三上編、前掲書、3頁)

18) 個別決済制度ならびに個別決済制度下における為替取引については次節で詳しく述べられる。

手し、それを遠隔地の受取人に送付する。依頼を受けた仕向銀行は被仕向銀行に対して普通送金取組案内（為替通知）を発信し、仕向銀行が普通送金を取り組み被仕向銀行あてに送金小切手を振り出した旨を通知して、送金額の支払を委託する。やがて送金手形を受領した受取人は送金小切手の支払人である被仕向銀行に呈示して送金額を受け取る¹⁹⁾。

こうした送金小切手を利用する送金は、受取人が銀行取引を行っていない場合や、送金人が受取人の取引銀行を知らない場合に利用されるという。つまり送金小切手の受取人が銀行と取引していることを必要としていない。銀行取引のない人も一般的な送金手段として利用できることになる。銀行と取引していない送金小切手の受取人は被仕向銀行から送金額を現金で受け取るので、送金では銀行組織から現金が引き出されることになる。こうした送金の経済的機能は現金を輸送するための費用の節約ということになるだろう²⁰⁾。

② 当座口振込

当座口振込とは受取人の取引銀行にある当座勘定に入金するという送金為替である²¹⁾。すなわち依頼人から依頼を受けた仕向銀行が、受取人の取引銀行である被仕向銀行に対して受取人の当座口に入金するよう委託し、それに基づいて被仕向銀行が受取人の口座に入金する送金為替である。さきの送金とは違って当座口振込では受取人が銀行と取引していく当座預金口座を保有していることが前提となっている。依頼人は原則として取引先であることを要求される送金や代金取立の場合と違って、当座口振込の場合には依頼人は必ずしも取引先である必要はなく、いわゆる一見の顧客でも依頼人になりうるが、実際には取引先が依頼人になっている。当座口振込は送金のように送金小切手を送る必要もなく、当座口振込の依頼ですむので依頼人にとって簡便であるだけでなく、銀行にとっても仕向銀行が為替通知を発し、被仕向銀行がそれに基づいて指定口座に振替によって入金すれば完了するので事務処理は合理化される。また送金と違って振り込まれた資金が直ちに現金で引き出されることはない。預金銀行制度とは決済や資金移動を直接現金を動かさずできる限り口座の振替で処理しようとするシステムであるから、当座口振込は送金よりは銀行にとって基本的な為替業務ということになる²²⁾。

-
- 19) 現在ではこうした為替通知は全銀センターを通じて行われ、為替貸借は集中計算されている。
 - 20) 経済学者は為替を貨幣の輸送費節約制度と捉えている。(例えば川合一郎『川合一郎著作集・第2巻・資本と信用』有斐閣、1981年、156~8頁)
 - 21) かつては当座預金口座への振込に限られていて、その名称も「当座口振込」といわれていた。現在では受取人の預金口座は当座預金はもとより普通預金、通知預金など銀行の取引口座であればよく、その名称も振込に改められている。(鈴木・竹内編、前掲書、65頁(松本貞夫稿))。ここでは旧名の当座口振込の用語を用いる。
 - 22) ちなみに現在の全銀システム下での振込の他行為替に占める比率をみると、平成9年中で取扱件数で81.8%，取扱金額では96.6%を占めている。(全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会『決済統計年表』平成9年版、1998年)

③ 代金取立

代金取立は遠隔地にある債務者が振り出した手形や小切手を受取った債権者が取引銀行に取立を依頼するものである。小切手や手形の支払銀行が同一手形交換所に加盟する銀行であれば、すなわち同一手形交換所加盟地域にあるならば、手形や小切手を手形交換所に持ち出すことができる。しかし支払銀行が遠隔地にあって加盟する手形交換所が違っていれば、その手形や小切手は他所払い手形や小切手であって当地の手形交換所に持ち出せないので、個別に取立を委任することになる。

委託銀行から取立手形送達状と手形を受取った受託銀行は取立を行い、その結果を委託銀行に通知する。通知を受けた委託銀行は取立てり金を依頼人の預金口座に入金する。その反対方向の取引も考えられるので、お互いにコルレス関係を結んで取り立てるのが、内国為替の代金取立である。相互にコルレス関係を結ぶことで債権債務を相殺し合い、その差額である為替尻を最小限にまで圧縮して、現金の出動を抑制するのである。商取引が盛んになるにつれ取引は量的のみならず地域的にも拡大する。手形交換が一定地域内における取立であるのに対して、代金取立は一つの手形交換所地域を超える隔地間すなわち手形交換所地域間における取立である。手形交換所制度が銀行間における債権債務を相殺して、差額である交換尻を最小限にまで抑えることによって支払準備を抑制する制度であるが、同じく内国為替制度も債権債務の相殺によって為替尻を最小限にまで抑えることによって支払準備を抑制する制度である²³⁾。

手形交換所は同一地（当所）における債権債務の相殺による支払決済制度であり、内国為替制度は隔地間（他所）の債権債務の相殺による支払決済制度である²⁴⁾。その意味で手形交換制度と内国為替制度は相互補完的関係にあり、両者は相俟って預金銀行制度を支える柱であり、決済制度の要である。

発券銀行は発券した銀行券が即時に兌換されずに流通することで成り立っているが、預金銀行制度は預金債務が即座に現金による引き出しを受けず、決済手段の役割を果たしながら徐々に引き出されるということで成り立っている。そのためには多くの顧客が銀行と取引契約を結び恒常に取引していることを前提とする。このような預金銀行制度下での銀行業務を論じるとき、銀行との預金取引を前提とせず、受取人による現金の窓口からの直接的な引き出しを想定する送金がはたして銀行にとって本質的業務といえるのであろうか。例えば、わが国には銀行取引のない人にとってポピュラーな送金方法として郵便為替制度があるのである。

23) 銀行の支払準備を節約する制度としての手形交換所については、拙著『銀行組織の理論』（同文館、1994年）を参照。

24) 木村和三郎『銀行簿記大綱』（同文館、1938年）170頁。また手形交換を取立て替の一種とみる主張に次のものがある。箕輪重則『日本の決済システム』（経済法令研究会、1994年）182頁。

また実際にも銀行にとって送金の内国為替取扱に占める比率はネグリジブルであって、ほとんどの重要な業務とはいえないものである²⁵⁾。銀行の支店網を用いて送金することで送金費用を節約でき、手数料収入が銀行に入るにしても、それはあくまで銀行の副次的業務ににすぎないといえよう。預金銀行は本来的に顧客と預金取引契約を結び恒常に取引することで成り立っている。単発的で、とりわけ窓口からの現金の引き出しを想定している送金は、銀行にとって本質的な業務とはいえないものである。

それにも拘らず、実務家あるいは法律家による解説書みると、必ずといっていいほど送金の仕組みから内国為替の説明を始めているのである。送金から始める理由として考えられるのは、まず歴史的に為替制度が銀行制度に先行しているということである。商品取引が地域的に拡大するにつれて隔地間における支払の必要はおのずと高くなる。こうしたが隔地間における支払の必要は近代的な銀行制度の確立以前からあり、こうしたニーズを満たすために各国で為替制度が銀行制度の発展以前に発展していた。わが国でも商品取引の発展よってすでに鎌倉時代中期の弘安年間（13世紀末）に為替取引が現れたといわれる²⁶⁾。さらに、近代的な預金銀行制度が確立した後も、銀行が裸の送金を引き受けたということである。銀行は支払準備を節約するために支店網を構築したりコルレス関係を結んだが、こうした支店網やコルレス関係を利用して手数料が稼げることから送金取引を引き受けたとしても、それはあくまで副次的なものであろう。

銀行制度の確立は企業間における信用取引を前提としている。企業間での掛売掛買（企業間信用）を基礎に銀行信用も成り立っている。したがって銀行制度下での隔地間決済の媒介としての為替業務について考察する場合は、たとえ銀行を介するとはいえ、支払人（債務者）が受取人（債権者）に送金するという裸の送金形態をとるのではなく、むしろ債権者（債権者）が債務者（支払人）に請求するという形態をとると考えるのが妥当であろう。それが正しいならば、銀行における基本的な為替取引は取立為替ということになるであろう²⁷⁾。

-
- 25) たとえば、全銀システムによる他行為替取扱件数の統計をみると、送金の取扱件数のピークは昭和49年中で、612,000件である。また昭和49年中の他行為替取扱高に占める送金の比率は0.002431である。送金の取扱件数はその後減り続けていて、平成9年中には111,000件とピーク時の約6分の1にまで減少している。為替取扱高に占める送金の比率は0.000085である。ちなみにその間における為替取扱件数の増加は13倍強であり、取扱高にいたっては28倍強にまで増加している。（全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会『手形交換統計年表』および『決済統計年表』各年版より計算）
- 26) 安倍 悅『為替理論と内国為替の歴史』（柏書房、1990年）第2章。
- 27) そもそも銀行における資金移転の指図には2つの方式がある。すなわち、債務者から指図する方法（credit transfer または credit push）と債権者から指図する方法（debit transfer または debit pull）の2方式である。（Summers, B. J. (ed.), *The Payment System: Design, Management, and Supervision*, Washington, D. C., 1994, p. 32）。手形交換と代金取立は後者に該当する。しかしながら、現在では手形交換や代金取立よりは前者の債務者が指図する方式の振込が支配的になりつつある。こうした傾向の分析には別の考察を必要とする。

(V) 為替業務と銀行信用

本節では、為替取引の代金取立、当座口振込、および送金の銀行信用への作用を貸借対照表によって分析し、取立為替が本来的に銀行における為替取引であることを明らかにする。銀行業における為替取引の意義を考察するため、古典的な個別決済方式による取引を前提とする²⁸⁾。また為替取引には相手行が自行店舗である場合と為替取引契約を結んでいる銀行（コルレス先銀行）の場合とがあり、前者は本支店為替取引で後者は他行為替取引と区別されるが、ここでの為替取引はもっぱら他行為替を指すものとする。他行との為替取引はあらかじめ為替取引契約を締結して行われるが、原初的には2銀行間で個別に為替取引契約が結ばれた。為替取引によって相手行との間に貸借関係が生まれるが、この貸借を決済するには個別決済方式と集中決済方式とがある。わが国では昭和18年に内国為替集中決済制度が採用されるまで、取引銀行相互間で為替決済資金を預け合い、貸借残高（為替尻）を個々に付替や当座口振込等の方法で決済する個別決済方式がとられていた。

為替取引には自行から相手行に仕向ける取引と、反対に相手行から仕向られる取引とがある。前者は当方口（あるいは仕向口）取引といい、後者は先方口（あるいは被仕向口）取引という。当方口取引は自行の主導による取引で、自行が依頼を受けて送金為替を取組んだり、当座口振込をしたり、代金取立を委任する取引である。それに対して先方口取引は相手行より送金為替を仕向られたり、当座口振込がなされたり、代金取立を依頼される取引である。こうした為替取引によって銀行間に貸借が生ずるが、この貸借を整理するために互いに相手方銀行に当座勘定を開設する。自行の仕向取引によって生じる貸借を処理する勘定が当方口勘定であり、相手行から仕向られた取引による貸借を処理する勘定が先方口勘定である。お互いに自行の主導的取引によって他行に不利益を及ぼさぬよう、自行主導の取引による貸借と、相手行主導の取引による貸借とを区別し、それぞれを当方口勘定と先方口勘定とで別々に処理する。このように同一相手行との間に当方口勘定と先方口勘定を設けることを、「複口座制」という²⁹⁾。

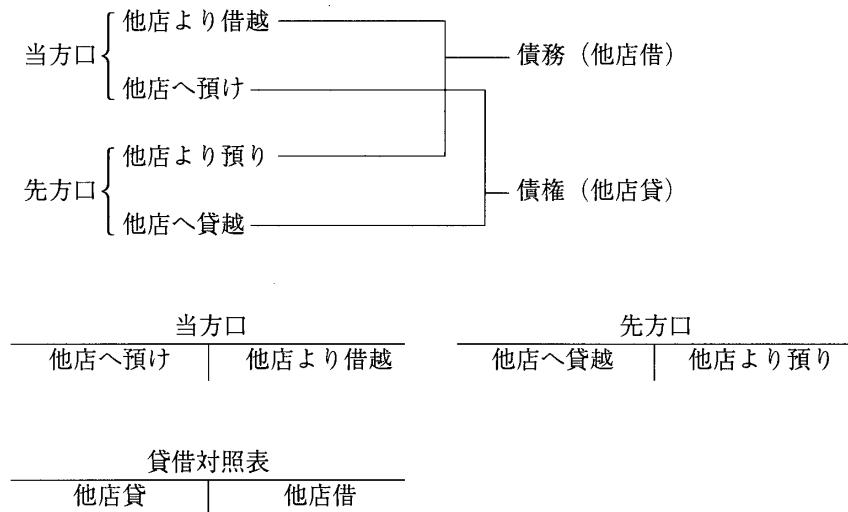
28) 昭和18年に内国為替集中決済制度が導入されるまで、わが国ではいわゆる個別決済方式が採られていた。個別決済制度下の為替取引と銀行簿記については以下の著書を参考にしている。木村和三郎『銀行簿記論』大阪商科大学研究叢書第4冊（有斐閣、1935年）、同『銀行簿記大綱』（同文館、1938）、吉田良三・田島四郎追補『新訂・銀行簿記提要』（同文館、1950年）、高田 馨『銀行簿記原理』経営経済学大系34（三笠書房、1951年）、片野一郎『日本・銀行簿記精説』（中央経済社、1956年）。

29) 井上 薫『内国為替（改訂版）』（有斐閣、1959年）306頁。初期には当方口取引と先方口取引を一個の勘定に記帳する「單一口座制」が採用されていたが、双方から起算される複雑な貸借関係を処理するには不適切だったので、複口座制にとって代わられ、昭和18年の集中決済制度採用まで複口座制が続いた。（井上、同書、306頁）。ただし本支店為替の場合には利害の対立がないので單一口座制がとられた。

守 山 昭 男

為替取引によって生じる債権には2種類ある。相手行に手形の取立を仕向けて相手行で手形が取立てられると、その金額だけ相手行に対する債権が生まれ、他店へ預けとして当方口勘定の借方に記帳される場合と、相手行から自行の取引先当座勘定に振込まれると、取引先に対する預金債務が増すと同時に相手行に対する債権が発生し、他店へ貸越として先方口勘定の借方に記帳される場合である。同じく債務にも2種類ある。自行から相手行の取引先当座勘定に振込を行うと、振込金額だけ相手行に対して債務を負うので他店より借越として当方口勘定の貸方に記帳される場合と、手形の取立を仕向けられて自行で取立たてると、その金額だけ相手行に対して債務が発生し、他店より預りとして先方口勘定の貸方に記帳される場合である。

当方口勘定の借残すなわち他店へ預けと先方口勘定の貸残すなわち他店より預りとは、また先方口勘定の借残すなわち他店へ貸越と当方口勘定の貸残すなわち他店より借越とは、それぞれ債権と債務なので相殺可能に見えるが、例えば他店へ預けと他店より預りの決済場所はそれぞれ他行と自行とに異なっており、相手行の同意なしには相殺できないのである。そこで日常の取引では別々の貸借として記帳し、為替戻を決済する時に双方付替によって相殺する（後述）。決算期には当方口勘定の借残すなわち他店へ預けと先方口勘定の貸残すなわち他店へ貸越とを合算したものを「他店貸」とし、当方口勘定の貸残すなわち他店より借越と先方口勘定の貸残すなわち他店より預りとを合算したものを「他店借」として、それぞれ貸借対照表の借方と貸方に記帳する。（下図を参照）



集中決済制度以前の個別決済方式では為替支払資金は必ず前もって相手行に届けること、そしてその範囲内で支払をするという「届金主義」がとられていた³⁰⁾。いま、X銀行からY

30) 井上、前掲書、307頁。昭和18年の内国為替集中決済制度では、まず為替金を立替払をして、後での支払いを請求するという「請求主義」に改められた。

銀行に10万円の送金小切手を仕向けたとしよう。当方口勘定の借残すなわち他店へ預けがなければ当方口勘定の貸方に記帳し借越となる。もし貸越約定がなければY銀行は資金未着もしくは資金不足という理由で支払いを拒否することになるので、X銀行は小切手がY銀行に呈示される前に支払資金をY銀行に送付しなければならない。それぞれの銀行は各コルレス先ごとに生まれた貸借残高を操作し、必要な資金をコルレス先へ過不足なく手配したり、必要以上の預け金をコルレス先から回収したりする必要があった。これを「為替尻の操縦」と称し、銀行業務上最も高度の技術を要する事務の一つであったといわれる³¹⁾。

為替尻を操作する方法には大別して3つある。双方付替と為替尻付替および為替尻振込である。

1) 双方付替

双方付替は2銀行間で相互の債権債務を相殺して為替尻の膨張をさける方法である。当方口勘定の借残すなわち他店へ預けを持つと同時に先方口勘定の貸残すなわち他店より預りを持っている場合、同一金額を相殺して為替尻を収縮させる。また当方口勘定が貸残であると同時に先方口勘定が借残になっている場合の相殺は逆双方付替という。いずれにしろ債権債務が同額になるのは偶然であるから、通常は相殺しても為替尻は片方に偏する。このように為替尻が一方に片寄ることを「片為替」といい、これを調整するためさらに以下の方法がある。

2) 為替尻付替

双方付替のように2銀行間ではなく、相互にコルレス契約を結んでいる3銀行間で帳簿上の振替によって為替尻を付替える方法である（循環付替ともいう）。資金の移動を起算する銀行を付替銀行、資金を払いだす銀行を被付替受託銀行、資金を受入れる銀行を被付替銀行という。例えば、X銀行がY銀行に対する借越を返済するために、Z銀行にもっている自行の預け金をZ銀行にあるY銀行の口座に振替えるという方法である。

3) 為替尻振込

為替尻付替のように帳簿上の振替によって決済できないとき、自行と相手行との両方に為替取引契約を結んでいる第3者銀行（仲介銀行という）を介して現金振込を行う方法である。例えばX銀行がY銀行に対する借越を返済するために、Y銀行と為替取引契約を結んでい

31) 井上、前掲書、307～8頁。集中決済制度以前は、コルレス先ごとの貸借の不均衡を是正し、資金効率を高めるために熟練した銀行員が内国為替業務を担当したという。第2次大戦による人手不足もあって、昭和18年に為替決済事務を合理化すべく集中決済制度の導入が断行されたといわれる。

る自行所在地にあるZ銀行に現金を振込むという方法である。現金振込を受ける側では為替尻受入という。そもそも現金による受払いを最小限に抑えることを本旨とする預金銀行にとって、為替尻振込という方法はあまり奨められないが、さらに為替尻調整のための最後の手段として現金の直接輸送（現送）がある³²⁾。

つぎに、代金取立、当座口振込、および送金の銀行信用への作用を貸借対照表によって分析しよう³³⁾。まず代金取立から始める。

A) 代金取立

X銀行が取引先の甲の依頼を受けてY銀行に対してY銀行の取引先である乙が振り出した手形の取立を委託し、期日に4（例えば、単位を100万円とすれば400万円。以下同じ）が取り立られたとしよう。これはX銀行の当方口取引なので、当方口勘定の他店へ預け4の増加と処理され、取引先甲の預金残高も4增加する。他方、Y銀行では先方口勘定の他店より預り4のプラスと、取引先乙の預金残高の4のマイナスと処理される。以上を当方口、先方口ならびに貸借対照表で示せば以下のようになる。

X)	当方口		Y)	先方口	
	他店へ預け+4			他店より預り+4	
X)	貸借対照表		Y)	貸借対照表	
	他店貸+4	甲預金+4		他店借+4	乙預金-4

いまX銀行とY銀行の貸借対照表を併せて銀行全体としてみると資産・負債の4の増加となる。代金取立の代り金4だけX銀行がY銀行に信用を与えたことになり、銀行全体の資産・負債がそれだけ膨張している。

B) 当座口振込

X銀行が取引先甲の依頼によってY銀行の取引先乙の当座預金口座に振込を仕向けたとしよう。X銀行の当方口取引なので当方口で処理される³⁴⁾。X銀行は当方口勘定の借残すなわ

- 32) 集中決済制貸の度下では日銀当座預金の振替によって決済されるので、現送はなくなる。
- 33) 為替取引の銀行信用への作用の貸借対照表による分析については次の文献に示唆を受けている。
Summers, B. J. (ed.), *The Payment System: Design, Management, and Supervision* (Washington, D. C., 1994)
- 34) 当座口振込を行うと当方口取引になるが、届金主義の下ではもし仕向銀行の当方口勘定の借残すなわち他店へ預けがないと振込を受入れないという場合が生ずる。そこで被振込人の便宜のために、また必ずしも被振込銀行に不利益を与えることにはならないということから、かっては当座口振込を先方口で処理していたという。しかし昭和2年以降は当方口取引は当方口で処理するという原則が打ち立てられ、送金の取組みと同じく当座口振込を受入銀行の当方口による処理に改められたという。(片野、前掲書、463頁)

ち他店へ預けがあってそのマイナスとして処理し、Y銀行は先方口勘定の貸残すなわち他店より預りの払い戻し（マイナス）で処理する。届金主義をとっていると当方口勘定が借越残になると支払資金を送付しなければならないので、銀行はそれぞれ当方口勘定に借残を残し、先方口勘定に貸残を残しておくのが原則となるからである³⁵⁾。その結果、X銀行の貸借対照表では他店貸と預金債務共に4のマイナスであり、Y銀行の貸借対照表は他店借マイナス4、預金債務プラス4である。すなわち以下のようになる。

X) 当方口		Y) 先方口	
他店へ預け-4			他店より預り-4
X) 貸借対照表		Y) 貸借対照表	
他店貸-4	甲預金-4		他店借-4 乙預金+4

さきの代金取立と違って銀行全体では資産・負債が共に4減少している。X銀行がY銀行に対する貸付（他店へ預け）を4減らしたからである。

C) 送金

最後に送金の銀行信用への作用をみよう。X銀行が取引先である甲の依頼によってY銀行に送金を取り組み、Y銀行が送金小切手に支払いをしたとする。やはりX銀行の当方口取引なので当方口勘定で処理されるが、当座口振込のケースと同様に当方口勘定に借残すなわち他店へ預けがあり、そのマイナスでもって処理されるとしよう。Y銀行では先方口勘定の貸残すなわち他店より預りのマイナスで処理する。そこでX銀行の貸借対照表をみると、他店貸と預金債務がそれぞれ4のマイナスである。Y銀行の貸借対照表をみると、送金の場合には当座口振込と違って窓口から現金が引き出されるので、現金の4マイナスと他店借の4マイナスである。すなわち以下になる。

X) 当方口		Y) 先方口	
他店へ預け-4			他店より預り-4
X) 貸借対照表		Y) 貸借対照表	
他店貸-4	甲預金-4		現金-4
			他店借-4

送金の場合には、当座口振込と同じ送金為替であっても、銀行全体としてみると資産・負債の8の減少である。当座口振込のように預金の振替で処理されるのとは違って、送金の場合には実際に現金が窓口から引き出され預金と共に現金も減少するからである。

35) 木村、『銀行簿記大綱』、81頁。

D) 送金（現金による払込み）

C) の例では銀行の取引先が送金を依頼して当座預金でもって送金額を払込んだが、まれな例として銀行取引のない人からの依頼による送金取引も考えられよう。いま一見の客が現金を払込んで送金為替を依頼したとしよう。すると以下のようになる。

X)	当方口	Y)	先方口
	他店へ預け-4		他店より預り-4
X)	貸借対照表	Y)	貸借対照表
	現 金 +4 他店貸 -4		現 金 -4 他店借 -4

すなわち、さきの当座預金によるケースと違って現金による払込みの場合は、銀行全体からみれば窓口からの出金は窓口での入金と対応するので差し引きゼロとなって、貸出債権のみの減少となり、銀行全体の資産・負債の減少は4となる。

以上から明らかなように、コルレス先ごとに為替尻を決済する個別決済方式の下では、代金取立の場合には銀行は為替の出会いを気にせずに引き受けることができる。その後は預け残が必要以上に大きくならないよう為替尻を操縦すればよいのである。それに対して当座口振込や送金という送金為替の場合には常に為替尻の出会いに拘束されるのである。さらに取立為替と送金為替では銀行信用への作用も違ってくる。貸借対照表によってその違いをみると、代金取立によって貸付が増大するのに対して、当座口振込や送金の場合には貸付が減少するのである。

たしかに内国為替集中決済制度が導入され、届金主義から請求主義への転換がなされると、こうした相違は雲散してしまうが、古典的な個別決済方式の下での内国為替取引を考察することによって、銀行業における内国為替取引の基本的な意義が明らかにされる。すなわち、取立為替が銀行にとって基本的な為替取引であり、手形交換所制度が同一地域内における銀行間の債権債務を相殺して支払準備を節約しようとする制度であるにに対して、内国為替制度は銀行間の隔地間における債権債務を相殺して支払準備を節約しようとする制度である。

(VI) お わ り に

取引先と当座預金取引契約を結び、取引先のために受取りと支払いを行うという銀行の出納代行機能は、銀行の「信用創造」機能とならんで重要な機能である。二つの機能は並行しているというよりは実は一体となっているのである。銀行の基本機能は単なる信用の媒介ではなく、創造であった。信用取引を前提としている預金銀行制度の下では、出納代行は裸の

銀行業と内国為替制度

現金の受払いではなく主に手形や小切手の受払いによって行われる。取引先のための手形・小切手の受払いによって生じる銀行間における債権債務の相殺ならびに貸借戻の決済のための制度が手形交換所と内国為替制度である。

支払場所が同じ手形交換所に加盟する銀行になっている手形や小切手（当所払手形）を相互に持ち寄り、相殺し合って差額を決済するのが手形交換所制度であり、支払銀行が遠隔地にあって同じ手形交換所に加盟していないので手形交換所に持ち出すことのできない手形や小切手（他所払手形という）を、契約を結んで相互に交換（取立）し、相互に保有しあう預金口座の振替によって決済し、できる限り現金を移動させずに済まそうとするのが内国為替制度である。

現行銀行法のように為替業務を預金・貸付業務から切り離して捉えるのではなく、両業務を一体のものとして理解する必要がある。一覧払債務による貸付を行う預金銀行は預金債務の履行に必要な支払準備を最小限に抑えようとして手形交換所制度と内国為替制度を構築している。すなわち現金準備の窓口からの流出を抑制するために、一定地域内の銀行が集まって手形交換所を設立し、そこでお互いに手形・小切手を交換して債権債務を相殺し、最後に残る交換戻を日銀当座預金の振替でもって決済する。さらに一つの手形交換所を中心とする経済地域を越える、隔地間の債権債務を相殺して為替戻を最小限にするシステムが内国為替制度である。しかしながら古典的な個別決済制度では相互に預け残をもつのが原則であって必ずしも効率的な制度ではなかった。さらに為替戻の操縦には熟練した銀行員しか担当できず事務効率も甚だしく悪かった。資金効率を高めるために手形交換所における交換が相対交換から多角的一括交換に転換したように、戦時下の人手不足がきっかけとはいえ、内国為替も個別決済制度から集中決済制度に転換するのは必然であった。

現在の全銀システムの下での為替取引の特徴は取立為替の停滞とネグリジブルな送金に対する振込の著しい増大である。また情報通信技術の革新による銀行業務の機械化によって預金取引と為替取引の一体化が進みつつある。このような振込の隆盛や預金取引と為替取引の一体化という傾向が銀行業あるいは決済システムにいかなる影響を与えるかは残された課題となる。

(本稿は広島修道大学総合研究所調査研究費（1996年度）の助成を受けて行った研究の一部である。)